

国民年金

国民年金保険料は社会保険料控除の対象になります

支払った全額が所得控除の対象

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税などの社会保険料控除の対象となります。

社会保険料控除とは、自身の社会保険料(国民年金、国民健康保険、健康保険、厚生年金保険など)を納付したとき、または、配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料を納付したときに受けられる所得控除のことをいいます。

申告できる金額は、年間に納付した社会保険料の金額給与から天引きされた金額も該当します。

なお、年末調整の申告においては、給与から天引きされた社会保険料(健康保険、厚生年金保険など)は、事業所一括して計算しますので、ご自身が申告書に記入する必要はありません。事業所が把握することができない、ご自身が納付した社会保険料(国民年金、国民健康保険など)を申告書に記載してください。

年末調整や確定申告の手続きで国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、今年1年間(1月1日～12月31日)に納付(納付見込みを含む)した国民年金保険料を証明する書類の添付が必要となります。

平成17年3月に所得税法などの改正が行われたことにより、国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受けられる場合には、納めたことを証明する書類(控除証明書や領収証書)の添付などが義務付けられました。

なお、年末調整・確定申告の所得税の申告を行わなくても市区町村民税の申告を行う場合には、市区町村民税の申告の際に、この控除証明書が必要となる場合があります。

このため、生命保険会社などが発行する控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(はがき)が、日本年金機構から毎年11月初旬に送付されます。大切に保管しておいてください。

証明内容は本年1月から9月30日までに納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です。納付忘れなどがある場合も、年内に納付すれば、今年分の控除として申告することができ、万が一、控除証明書を失くしてしまった方は再発行することが可能です。

社会保険料控除証明書を毎年11月初旬に送付

初旬に同様の証明書が送付されますので、平成23年中に国民年金の保険料を納付した方全員にこの証明書が送付されます。

また、国民年金保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主及び配偶者も連帯して納付する義務があります。ご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した方の所得税などの控除対象となりますので、このような場合は、年末調整などの手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。この場合は、ご家族分の証明書も申告する方の申告書に添付する必要があります。

過去に滞納などがある方も控除を受けられます。社会保険料控除の対象は、今年中に支払った保険料のため、

「声かけ」で「ふせごう」空き巣や「ひったくり」

問合せ

保険年金グループ 079(435)2581
加古川年金事務所 079(427)4743

扶養家族分も納付した方は

また、国民年金保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主及び配偶者も連帯して納付する義務があります。ご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した方の所得税などの控除対象となりますので、このような場合は、年末調整などの手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。この場合は、ご家族分の証明書も申告する方の申告書に添付する必要があります。

控除証明書が届かないときは

平成23年中に国民年金保険料を納付しているのに控除証明書が届かない方は、年金事務所にご確認ください。

問合せ

保険年金グループ 079(435)2581
加古川年金事務所 079(427)4743
日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>



▲放課後子ども教室「のびっと」を紹介いたします(11月15日～30日)

BAN-BANテレビ行政広報番組 東播磨ふれあいネット
デジタル111チャンネル (アナログ11チャンネル)

放送時間

月曜日	13:00～、21:00～
火曜日	9:00～、15:00～、23:00～
水曜日	11:00～、17:00～、1:00(深夜)～
木曜日	13:00～、19:00～
金曜日	15:00～、21:00～
土曜日	17:00～、23:00～
日曜日	19:00～、1:00(深夜)～

交通事故の状況

件数	傷者	死者	
加古川市	1379(-41)	1703(+6)	3(+1)
稲美町	153(-27)	176(-33)	1(-2)
播磨町	123(-2)	142(+3)	0(-6)

犯罪発生状況

8月の町内犯罪発生件数 43件 (前月比+13件)

種別	件数
空き巣など	2
忍び込み	2
出店荒し	2
自動車盗	1
オートバイ盗	2
自転車盗	9
車上ねらいなど	10
色情ねらい	1
万引き	1
暴行	1
傷害	3
恐喝	1
器物損壊	5
その他	3

平成23年犯罪累計283件

おくやみ【9・10月届出分】

氏名(敬称略)	町名	年齢
佐伯 あさゑ	(西野添)	90
坂井 勉	(二子)	68
筑紫 義一	(本荘)	82
濱田 千年	(北野添)	87
森田 宗一	(本荘)	93
山本 陽子	(北野添)	75

福祉

ご存知ですか

住宅改造費助成制度

高齢の人や障がいのある人が住みなれた住宅で安心して自立した生活を送るために、既存の住宅を改造する場合、その費用の一部を助成しています。申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

申請にあたっては、必ず工事前の申請が必要です。また、申請は、1住宅1回限りです。
▼対象 播磨町に住所があり、町税を滞納せず、次のいずれかに該当する方(所得制限がありません)

- 60歳以上の方がいる世帯
- 特別型
 - ①介護保険の要介護・要支援の認定を受けている方がいる世帯
 - ②身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けた方がいる世帯(条件があります)
- ▼助成要件
 - 一般型
 - 3カ所以上の改造を行い、指定する必須工事を行うこと(助成金は最高33万3千円まで)
 - 特別型
 - 一般型に規定するような制約はありませんが、対象となる高齢者などが自宅で日常生活を送るために必要な住宅の改造であり、住まいの改良相談員が必要と認める工事が対象となります。

※特別型については、介護保険制度の「住宅改修費の支給」と併せて実施する場合は、最初の改造のみに適用されますので、ご注意ください。

問合せ

福祉グループ 079(435)2361

▶助成対象箇所と限度額

改造箇所	限度額	
	一般型	特別型
浴室・洗面所	40万円	45万円
トイレ	30万円	24万円
玄関	20万円	18万円
階段・廊下	10万円	16万円
居室	10万円	19万円
台所	10万円	16万円

※限度額の合計は100万円までです。他の制度が優先する場合、合計で100万円までとなります。

▶助成率

助成率		
一般型	1/3	所得制限あり
特別型	3/3	生活保護法による被保護世帯
	9/10	町民税非課税世帯
	9/10	所得税非課税世帯で町民税均等割のみの世帯
	2/3	所得税非課税世帯で町民税所得割及び均等割課税世帯
	1/2	所得税課税世帯(所得税額7万円を超える者を除く)、所得制限あり

CHIAKIほおずき播磨 身近な介護施設で「地域ふれあい介護相談」

グループホームは認知症の方のための施設です。どんな施設なのか見学していただきながら、認知症についていろいろお話ししたいと思います。どなたでも、お気軽にご参加ください。

▼日時 11月16日(水) 午前10時～11時

▼場所 CHIAKIほおずき播磨(東野添2丁目18・6)

▼申込み・問合せ 申し込み不要です。直接会場へお越しください

CHIAKIほおずき播磨 078(949)1566



大中東地区地区計画案の縦覧

- ▼日時 11月15日(火)～28日(月) 午前8時30分～午後5時15分 (土・日曜日、祝日は除く)
- ▼場所 都市計画グループ
- ▼内容 地区計画の区域、目標、整備・開発保全に関する方針、地区施設と地区整備計画
- ▼意見書の提出 利害関係人は12月5日(月)までに、意見書を提出することができます
- ▼問合せ 都市計画グループ ☎079(435)2366

「播磨町都市計画マスタープラン」(素案) 地域別意見交換会

町では、今後の都市づくりの方向性を示すため、町全域を対象とした「播磨町都市計画マスタープラン」を見直し中です。

この計画に町民の皆さまのご意見を反映させていただくため、町内4コミセンで説明会及び意見交換会を開催します。

※参加は自由、事前の申し込みは必要ありません。

▼場所・日程

- 野添コミセン 大会議室 11月9日(水)
- 東部コミセン 大会議室 11月14日(月)
- 西部コミセン 研修室2・3 11月15日(火)
- 南部コミセン 研修室3 11月16日(水)

▼時間 各日同じです 午後7時～8時30分

▼問合せ 都市計画グループ ☎079(435)2366

住宅相談会の案内

現在お住まいの住宅について、耐震診断、耐震改修など住まいに関する相談に専門家(一級建築士)がお答えする無料住宅相談を開催します。

▼日時 11月19日(土)午後1時～4時の間で1時間程度。完全予約制

▼場所 役場本庁舎1階101会議室

▼申込締切 11月10日(木)

▼申込み・問合せ 都市計画グループへ住所、氏名、電話番号を記入し、FAXまたは電話にて予約申し込みをしてください。



猫の引き取り

▼日時 11月7日(月) 午前9時～10時40分

※前記以外の日時では、引き取りできませんので、ご注意ください。

▼場所 すこやか環境グループ

▼引取手数料 千700円(生後91日以上は1匹、生後90日以内は1回につき10匹まで)

▼問合せ すこやか環境グループ ☎079(435)2721

広報はりま前月号記事について訂正のお願い

平成23年10月号のタウンミーティングの最下段の13行目及び21行目の「議会」の部分は、削除をお願いします。

▼問合せ 企画グループ ☎079(435)0356

加古川市防災センター 普通救命講習会

固定や止血などの応急手当、AEDを使用した心肺蘇生法の講習会です。受講者には、修了証を交付します。

▼日時 11月26日(土) 午前9時30分～12時30分

▼場所 加古川市防災センター

▼対象 播磨町、稲美町、加古川市に住んでいるか勤務している人

▼定員 先着30人

▼参加費 無料

▼申込み・問合せ 11月10日(木)午前9時から、電話でお申し込みください。月曜日、第3日曜日、祝日は受け付けできません

加古川市防災センター ☎079(423)0119

秋の火災予防運動

11月9日(水)から15日(火)までの一週間、「消したはず、決めつけないで、もう一度」を全国統一防火標語に秋の火災予防運動を実施します。これからストーブやこたつなどの冬支度が始まります。ご使用前には、必ず点検をしてください。また、最近放火による火災が多発しています。家の周囲を整理し、ご近所同志の声をかけを励行するなどして、放火されにくいまちづくりを目指しましょう。

全国統一防火標語 「消したはず、決めつけないで、もう一度」

加古川市防災センター 上級救命講習会

固定や止血などの応急手当、搬送法、AEDを使用した心肺蘇生法の講習会です。受講者には、修了証を交付します。

▼日時 12月17日(土) 午前9時～午後5時

▼場所 加古川市防災センター ☎079(423)0119

消防団非常呼集

播磨町消防団では、例年秋の全国火災予防運動期間中に、消防団員の訓練と防火啓発のため、非常呼集を実施しています。



- ▼日時 11月13日(日)の夜
- ▼場所 蓮池(蓮池小学校西)
- ※当日の夜、防災行政無線のサイレンを合図に消防団員が参集し、放水を行います。
- 住民の皆さまには、ご迷惑をおかけしますが、ご協力とご理解をお願いします。
- ▼問合せ 危機管理グループ ☎079(435)0991

下水道への接続依頼について

下水道が整備されるとトイレを水洗化することができ、私たちが日常生活で使った汚水は下水道管に流れ、下水処理場に集められて浄化される

ください。

都市計画グループ ☎079(435)2366

☎079(435)0592

全国一斉「女性の権利ホットライン」強化週間

法務省と全国人権擁護委員連合会では11月14日から11月20日までを全国一斉「女性の権利ホットライン」強化週間と定め、夫・パートナーからの暴力やセクシャル・ハラスメントなど、女性をめぐる人権問題の解決を図るために常設電話相談の受け付けを延長し、土曜・日曜日にも相談をお受けしています。

相談は無料で、秘密は守られます。

▼日時 11月14日(月)～18日(金) 午前8時30分～午後7時、11月19日(土)、11月20日(日) 午前10時～午後5時

▼相談員 人権擁護委員、法務局職員

▼相談内容 女性をめぐる人権問題

▼相談電話番号 「女性の権利ホットライン」 ☎0570(070)810

▼問合せ 神戸地方法務局人権擁護課 ☎078(392)1821

播磨町ぐんぐんひろこちゃん

子どもへの虐待をなくそう！
「守るのは、気づいたあなたのその勇気」
～11月は児童虐待防止推進月間～

児童虐待に関する相談件数は依然として増加しており、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶ちません。

虐待は、子どもの心や身体に大きな傷を残し、子どもの将来に大きな影響を与えます。

児童虐待問題の解決のためには、虐待の発生予防、早期発見・早期対応など社会全体で取り組む必要があります。

児童虐待防止24時間ホットライン ☎078(921)9119

虐待を受けていると思われる子どもを見つけた場合は、連絡・相談してください。

▼連絡・相談窓口 福祉グループ ☎079(435)2362

兵庫県中央子ども家庭センター ☎078(923)9966

《夜間や休日や緊急の場合》 児童虐待防止24時間ホットライン ☎078(921)9119

子どもを虐待から守るための5カ条

- 1 「おかしい」と感じたら迷わず連絡(通告)してください
- 2 「しつけのつもり」は言い訳(子どもの立場に立って判断しましょう)
- 3 ひどりで抱え込まない(あなたにできることから実行しましょう)
- 4 親の立場より子どもの立場(子どもの命を最優先しましょう)
- 5 虐待はあなたのまわりにも起こりうる(特別なことではありません)

